

# 出生

# 手続きご案内

## ご誕生おめでとうございます

お子さまの誕生から14日以内に届出してください

## 出生届



GF市民課②～④窓口です

### 《届出に必要なもの》

- ・医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・母子健康手帳



手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。  
ご案内は一般的な目安です。



外局：健康推進課（保健センター）

市役所前の富士見通りを下って最初の角です。

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)			
住民	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	GF 市民課 (あお色)	② ③ ④		
	お子さまのマイナンバーについて	※後日番号の通知が送られます（約1箇月かかります）		— —			
	お子さまの住民票コードについて	※通知が郵送で送られます		— —			
保険	お子さまが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	母子健康手帳	GF 保険年金課 (あか色)	② ③ ④		
	→出産したご本人が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの 病院でもらった次の2点 ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し				
	①出産した医療機関で「直接支払制度」（※1）の手続きをし、出産費用が50万円以下（※2）であった方（50万円との差額を支給します）						
	②「直接支払制度」（※1）を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方						
	→出産したご本人が国民健康保険以外の方	※健康保険の加入先で手続きしてください					
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48,8万円							
こども	児童手当を申請する方 (出産の翌日から起算して15日以内に手続きをしてください。)	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください	・マイナンバーのわかるもの (生まれた子の父と母) ・請求者の通帳 ・健康保険証 (生まれた子の父と母)	1F 子育て支援課 (赤)	②		
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・健康保険証（子）				
	おおいた子育てほっとクーポンを申請する方	おおいた子育てほっとクーポンの申請					
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください				
外局	赤ちゃん訪問事業のご案内	生後4ヶ月までを目安に、お子さんのご様子を伺って状況に応じた育児情報をお伝えするために、すべてのご家庭を訪問しています。 母子健康手帳に添付している「赤ちゃんが生まれました」はがきを提出してください。	こども家庭課保健師などが訪問します	外局	こども家庭課 TEL0977-21-1117		
	未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※上記、子育て支援課発行の「子ども医療費受給資格者証」をご持参ください。				
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	下記のいずれか1点 ・子及び世帯主の住民票 ・戸籍謄本 ・母子健康手帳	3F	住宅管理センター		